

I 人権教育・啓発の推進		取組みの方向性（第二次改定）		令和元年度の主な実施計画
1	人権教育	(1) 学校教育における人権教育の推進	①幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、認定こども園の教員・保育所の保育士の幼児期における人権教育に関する理解を深めるために、研修等を実施 【就学前人権・同和教育講座など】 ○人権教育の推進と充実を図るため、認定子ども園を1園指定し、人権教育実践上の課題等について研究し、その成果を公表 【人権・同和教育研究指定園事業】
			②初等中等教育	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育における人権教育の推進と充実を図るため、県立、私立学校を指導主事が訪問し、人権教育の理念や手法を普及するとともに助言等を実施 【人権教育に係る学校訪問】 ○人権教育の推進と充実を図るため、小中高、特別支援学校の中から人権教育の実践上の諸問題を研究する学校を指定し、研究、成果の公表を実施 【人権・同和教育研究指定校事業】 ○学社連携のもとで人権教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託、成果の公表を実施 【人権・同和教育「PTA活動」育成事業】
			③高等教育機関等	<ul style="list-style-type: none"> ○県立大学において、新入生等を対象とした研修を実施 【県立大学・短期大学における人権教育の推進】
	(2) 社会教育における人権教育の推進	①公民館等での学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページ、広報誌による社会教育に関する情報提供、学習相談の実施 【学習相談、学習情報の提供事業】 ○公民館活動の活性化をねらった新プログラム「地域魅力化プログラム」の活用・普及啓発を推進 【社会教育にかかわる人材養成研修と「しまね学習支援プログラム」の開発】 	
		②家庭における人権教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育を支援するネットワークを強化するため、県立少年自然の家等で各種イベントを実施し、親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換等を支援 【親子の共同体験・交流事業】 ○しまね人権フェスティバル、人権啓発ポスターコンクールの実施等、親子で人権啓発事業に参加する機会を増やすことで、家庭教育を支援 【人権啓発事業】 	
		③指導者の養成、学習情報等の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域、各団体等の人権・同和教育の指導者を養成するための研修等を実施 【社会人権・同和教育指導者養成事業】 ○視聴覚教材・機材を活用した学習方法の充実のため、各種視聴覚教材・機材の貸出・情報提供の実施 【視聴覚教育推進事業】 	

I 人権教育・啓発の推進		取組みの方向性（第二次改定）		令和元年度の主な実施計画
2	人権啓発	(1) 企業等における人権啓発の推進	企業等における人権尊重の意識を醸成するために、企業等に対する啓発や企業等が自主的に実施する研修等の啓発活動の支援をします。	<input type="checkbox"/> 企業・団体の従業員、役職員等を対象とした講演会の実施、研修会等の支援 【人権啓発講演会開催事業など】 <input type="checkbox"/> 公正な選考採用についての啓発冊子、パンフレットの作成、配布 【雇用促進事業】
		(2) 地域社会における人権啓発の推進	県民の人権尊重の意識の醸成を図るため、啓発資料の作成、県民参加型の人権イベントの実施など効果的な啓発に取り組むとともに、人権問題に取り組む民間団体の活動を支援します。	<input type="checkbox"/> しまね人権フェスティバル、人権・同和問題を考える県民の集い等の開催 <input type="checkbox"/> 人権に関する広報誌の発行、啓発資料の貸し出し等 <input type="checkbox"/> NPO等民間人権団体の講演会等の支援 【人権啓発事業】
5	特定職業従事者に対する人権教育の推進	人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の充実に努めます。	①公務員 ②教職員 ③警察職員 ④医療関係者 ⑤福祉関係者 ⑥消防職員 ⑦マスメディア関係者	<input type="checkbox"/> 特定職業従事者を対象とした各種研修等の実施

II 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第二次改定）	令和元年度の主な事業
1 女性	男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、男女共同参画に関する正しい知識を定着させるとともに、女性が職場や様々な分野において、いきいきと活躍できる環境の整備、DV等の防止に取り組みます。	①男女平等を推進する教育・啓発	○男女共同参加に関する講演会、研修を県民等を対象に県内各地で開催 【男女共同参画の理解促進事業】 ○学校教育においても児童生徒の理解を深める取組を実施 【男女平等を促進する教育活動】
		②男女がともに働きやすい職場環境の整備 （ワークライフバランスの推進）	○女性が職場で活躍できる環境を整備するため企業への助成等を実施 【中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業】 【しまねいきいき職場づくり推進事業】
		③あらゆる分野における女性の参画の推進	○審議会等への女性の参加率向上、女性活躍推進のための普及啓発等 【女性の参加促進・人材育成事業】
		④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援	○女性に対する暴力を防止するため県民等を対象に講演会、研修、一斉街頭啓発活動を実施 【普及啓発事業】 ○DV等被害者の支援に関する関係機関連絡会の開催、DV被害者等の一時保護、一時的な生活の場の提供等 【DV被害者等の保護及び支援に関する事業】
		⑤相談体制の充実	○女性相談センターや児童相談所等での相談対応 【女性相談事業】 ○性犯罪被害者に対する相談対応 【性犯罪被害者等に対する相談体制の充実】
2 子ども	子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。また、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。	①「子どもの権利条約」などの理解促進	○啓発資料を県内全ての小学3年生、中学1年生に配布 ○教職員の「子どもの権利条約」に対する理解を促進 【子どもの権利条約などの理解促進】
		②いじめ問題への取組	○電話相談、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの設置、いじめ等対応アドバイザーの派遣など相談体制を充実し、関係機関と連携して対応 【スクールカウンセラー配置事業など】 ○児童生徒を対象にアンケート調査を行い、いじめの早期発見、実態把握を推進 ○児童生徒の主体的な取組を促進し、有効な取組を広く紹介するため「しまね子ども絆づくりサミット」を開催 【いじめ対応支援事業】
		③不登校への取組	○引きこもり状態の児童生徒の集団指導、相談体制の充実 【引きこもり児童等自立支援事業など】
		④乳幼児や児童への虐待防止の取組	○市町村職員等を対象に相談技術研修等を実施 ○児童相談所に専門スタッフ（囑託弁護士、囑託保健師等）を配置 【子どもと家庭相談体制整備事業】
		⑤子どもの貧困対策への取組の推進	○子どもの生活に関する実態調査の実施により、県内における子どもの貧困の実態を把握するとともに、関係機関が連携し発見から保護・支援につなげる体制の整備、子どもの安心と成長の環境づくり、保護者に対する支援などを推進 【子どものセーフティネット推進事業】
		⑤健全育成に向けての取組	○深夜営業施設等への立ち入り調査 ○青少年の適切なインターネット利用を図るための啓発活動 【青少年健全育成事業】

Ⅱ 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第二次改定）		令和元年度の主な事業
			⑥相談体制の充実	○警察署の少年相談窓口での相談対応、電話相談（ヤングテレホン）、電子メールによる相談（みこびーヤングメール）等を実施 【少年相談】
3	高齢者	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、虐待の防止、権利擁護の推進等により、高齢者の人権に配慮した自立支援を推進します。また、高齢者と地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。	①福祉教育、意識啓発の推進	○高齢者等に対する児童生徒の理解を促進 【ふるさと教育推進に関する支援】 ○長寿社会の理解を促進するための広報、生涯現役証の交付等を実施 【生涯現役社会づくり推進事業】 ○認知症への理解を深め、認知症の人や家族を支援するサポーターを養成 【認知症サポーター養成事業】
			②就労対策の推進	○高齢者の就労機会確保のための広報、啓発、中高年者相談窓口（ミドル・シニア仕事センター）での就職支援等を実施 【中高年齢者の就職相談・職業紹介事業】
			③高齢者の尊厳を支えるケアの推進 （地域包括ケアシステムの推進）	○介護職員等を対象に認知症など高齢者介護の専門研修を実施 【介護従事者向け認知症研修事業など】 ○各保険者が設置する地域包括支援センターへの情報提供、職員研修、センターの県民への周知等を実施 【地域包括支援センター運営支援事業】
			④互助の仕組みづくりの推進 （社会参加の推進）	○高齢者の知識や技術を地域社会に活かすため学習の場を提供 【高齢者大学校運営事業】 ○老人クラブの活動（社会参加、健康づくり等）を支援 【市町村老人クラブ連合会助成事業】
			⑤権利擁護の推進	○高齢者が地域において自立した生活ができるよう、福祉サービス利用の手続き等を支援 【日常生活自立支援事業】 ○市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を実施 【法人後見受任体制の整備】 ○高齢者の悪質商法、特殊詐欺被害の防止のため地域見守りネットワークの設置を推進 【地域見守りネットワークの構築支援】
4	障がいのある人	障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するための取組を推進します。	①障がいを理由とする差別の解消の推進	○障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動（あいサポート運動）を実施 ○障がい者差別の相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 【障がいを理由とする差別解消推進事業】
			②障がいに対する理解の促進	○島根県障害者社会参加推進センター等を通じて生活訓練、障がい者アートの推進等を図り障がい者の社会参加を促進 【県地域生活支援事業】
			③特別支援教育の推進	○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等に就学費用の負担を実施 【特別支援教育就学奨励事業】
			④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進	○教職員を対象に特別支援教育の研修を実施 【特別支援教育研修講座】

II 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第二次改定）	令和元年度の主な事業
		⑤地域生活の充実	○島根県障がい者スポーツ大会の開催 【障がい者スポーツ振興事業】 ○市町村が実施する相談支援・移動支援、日常生活用具給付等の事業を支援 【市町村地域生活支援事業】
		⑥就労支援の取組	○障がい者雇用促進のための普及啓発の実施 ○障がいのある人の能力、適性に対応した職業訓練の実施 【障がい者の雇用促進・安定事業】
		⑦ひとにやさしいまちづくりの推進	○障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動（あいサポート運動）を実施等 【障がいを理由とする差別解消推進事業】 ○島根県障害者社会参加推進センター等を通じて生活訓練、障がい者アートの推進等を図り障がい者の社会参加を促進 【県地域生活支援事業】
		⑧権利擁護のための施策の推進	○障がい者虐待の未然防止や早期発見、被虐待者等への適切な支援を推進するため、虐待時の対応のための体制整備、弁護士・社会福祉士の派遣等を実施 【障がい者虐待防止対策支援事業】
5 同和問題	同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、同和問題の解決に向けて、教育・啓発の推進、相談体制の充実等、地域の実情に応じた部落差別の解消（同和問題の解決）に関する施策に取り組めます。	①教育・啓発の推進	○行政職員、教職員、企業等を対象とした各種研修、講演会の実施、啓発指導者の養成 【社会人権・同和教育指導者養成事業など】
		②就労問題への取組	○県立高等技術校において職業訓練を実施 【学卒者等の職業訓練事業】
		③就学援助への取組	○同和地区児童生徒など様々な支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるため、市町村教育委員会との連携の強化等を推進し、教育事務所ごとに児童生徒の進路保障に資する学習支援、交流体験活動を実施 【進路保障推進事業など】
		④生活環境への取組	○地域住民の生活環境等の改善を図るため市町村が設置する共同施設の整備を支援 【地方改善施設整備事業】
		⑤産業振興への取組	○経営が零細な農家が多い地域の経営改善を支援 【担い手育成緊急地域対策事業など】
		⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	○隣保館（市町村設置）活動（相談、意識啓発、地域交流等）の支援 【同和対策推進事業】
		⑦「えせ同和行為」の排除	○えせ同和行為に関する研修、相談、意識啓発を関係機関と連携して実施 【えせ同和行為対策事業など】

II 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第二次改定）		令和元年度の主な事業	
6	外国人	日本人住民と外国人住民が同じ地域に暮らす住民として、相互に理解し、共に支え合うことにより、すべての県民が安全・安心に暮らす「多文化共生社会」の実現に取り組めます。	①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進	○外国人の人権に関する研修、啓発展示などの普及啓発の推進 【人権ユニバーサル事業】 ○外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に資する人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育が深まるよう教職員向けの研修を実施 【差別解消に向けた教育・啓発の推進】	
			②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進	○日本語教室開設状況をとりまとめ情報提供を実施する等日本語教室の運営を支援 ○日本語教室不在地域における日本語教室の実施や「やさしい日本語」の普及を実施 【しまね多文化共生推進事業】	
			③外国人住民のための労働環境の整備	○特定技能・技能実習に関する制度の説明会や外国人雇用の基礎知識に関するパンフレットの作成・配布等により労働者の適正就業等について県内企業に周知を図る。 【外国人労働者に関する情報連絡会議】	
			④外国人住民のための相談体制の充実	○外国人地域サポーターを配置し外国人住民への情報提供、現状・ニーズの把握、相談窓口の紹介、同行支援等を実施 【しまね多文化共生推進事業】	
7	患者及び感染者等	感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等の人権が尊重される地域社会づくりを推進します。	①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	○公共施設でのパネル展示、児童への副読本の配布等によりハンセン病の正しい知識の普及啓発を実施 【ハンセン病に関する普及啓発事業】	
			②HIV感染者等に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発の推進	○HIVに関する街頭啓発、相談等の実施、教員を対象とする研修の実施 【エイズ対策特別促進事業など】	
			③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	○感染症（結核、肝炎）に関する正しい知識の普及・啓発、相談等を実施 【感染症予防体制整備事業】	
			④難病患者等への支援	○難病患者に対する正しい知識の普及啓発（難病フォーラム）、医療関係者の研修を実施 【講演会開催・難病医療研修事業】	
			⑤インフォームド・コンセントの普及	○医療に関する相談、医療安全施策の研修会等を実施 【医療安全支援センター事業】	
8	犯罪被害者とその家族	犯罪被害者とその家族または遺族（犯罪被害者等）の視点に立ち、生活全般にわたる様々な支援を関係機関、団体等と連携して途切れなく実施します。また、県民の犯罪被害者等に対する理解と配慮、そして協力が促進されるような広報・啓発を推進します。	①犯罪被害者等に対する理解の増進	○被害者支援に関する講演会、街頭啓発、公共施設でのパネル展示等を実施 【犯罪被害者週間における啓発活動の実施など】	
			②犯罪被害者等に対する支援の推進	○犯罪被害者等に関する総合窓口、各種相談窓口の周知をテレビ、新聞等を活用し実施 【各種相談窓口の広報・周知】 ○犯罪被害者等の経済的、精神的負担を軽減するため、被害者支援要員による病院への付き添いの支援、カウンセリングなど医療費の公費負担等を実施 【犯罪被害者等への支援活動の推進】	

II 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第二次改定）		令和元年度の主な事業
			③犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進	○民間被害者支援団体の活動を支援、被害者支援ネットワークの開催 【関係機関・団体との連携強化】
9	刑を終えて出所した人等	刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。	①刑を終えて出所した人等に対する理解の促進	○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】
			②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進	
10	性的指向、性自認等（LGBT等）	LGBT等について正しい理解や認識を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組めます。特に学校においては、児童生徒に対するきめ細かな対応に取り組めます。	①県民に対する取組	○講演会、研修、各種イベントでのパネル展示等の啓発活動を実施 【人権啓発事業】 ○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】
			②学校における取組	○LGBT等に対する教職員の理解、学校の相談体制の整備などの必要性について研修会等で周知。 ○学校の具体的な対応について事例を収集 【人権教育指導資料作成事業】
11	インターネットによる人権侵害	県民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任を遵守すべきことなどの理解を深められるよう、様々な機会を通じて啓発活動に取り組めます。また、インターネットによる人権侵害の早期発見・拡大防止の取組を促進します。		○差別的な事象について関係機関と連携して削除依頼を実施 【情報通信メディアを利用した差別事象への対応】 ○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】
12	様々な人権課題			
(1)	プライバシーの保護	個人情報適切に取り扱われるよう、個人情報保護の重要性、情報の収集・発信における責任やモラルに関する啓発を推進します。		○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】
(2)	迷信	様々な機会を通じて、迷信と偏見・差別について啓発に努めます。		
(3)	アイヌの人々	アイヌの人々への理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図るために啓発に努めます。		

II 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第二次改定）	令和元年度の主な事業
(4)	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	拉致問題等への関心と認識を深めるため、国や市町村と連携を図り、広報・啓発に努めます。	○各種広報媒体の活用、ブルーリボン運動を通じて啓発活動を実施
(5)	ホームレスの人権	必要な個別支援、相談対応等が適切に実施され、社会復帰ができるように支援するとともに、偏見や差別を解消するための啓発に努めます。	○各福祉事務所において個別対応、相談支援を実施 【生活保護制度の活用】
(6)	人身取引事件の適切な対応	関係機関と連携を強化し、被害の防止、被害者からの相談や保護が求めやすい環境づくりに努めます。	○入国管理局等関係機関と連携を強化し情報交換を推進 ○講演会等を通じて広報啓発を実施 【人身取引事犯対策事業】
(7)	日本に帰国した中国残留邦人とその家族	市町村と連携を図り生活支援に努め、地域社会における生活の安定を図ります。	○市町村や関係課と連携して支援給付制度の適正な運用等支援体制を推進 【中国帰国者帰国後自立促進事業】
(8)	災害と人権	被災者の視点に立った施策を推進し、すべての被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。また、外国人等の災害時要配慮者にあっては、「やさしい日本語」の普及などにより、情報伝達と避難等が円滑に行えるよう支援します。	○研修を通じて災害時における要配慮者等の視点にたった避難行動の支援体制、避難所運営について理解を促進 【自主防衛組織リーダー育成事業など】 ○災害時外国人サポーターの養成、多言語による防災ハンドブックの作成 【しまね多文化共生推進事業】